

長期優良住宅建築等計画に係る
技術的審査業務規程

2012年12月改定

株式会社 国際確認検査センター

株式会社国際確認検査センター 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程

制定 平成 21 年 4 月 1 日
改定 平成 21 年 7 月 6 日
改定 平成 22 年 6 月 1 日
改定 平成 23 年 4 月 1 日
改定 平成 24 年 12 月 1 日

第 1 章 総則

第 2 章 技術的審査の業務の実施方法

第 1 節 依頼手続き

第 2 節 技術的審査の実施方法

第 3 章 技術的審査料金

第 4 章 審査員

第 5 章 技術的審査の業務に関する公正の確保

第 6 章 雑則

別表1「審査依頼受付番号の付番方法」

別表2「適合証交付番号の付番方法」

別記様式1号「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書」

別記様式2号「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 適合証」

別記様式3号「長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書」

別記様式4号「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 適合証(変更)」

別記様式5号「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書」

別記様式6号「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 取り下げ届」

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社国際確認検査センター（以下「当機関」という。）が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項の長期優良住宅建築等計画の法第6条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、認定基準（技術的審査の対象となる住宅が存する所管行政庁の定める基準を含む）への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第3条 技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務を行う区域については、株式会社国際確認検査センター住宅性能評価業務規程によるものとする。ただし、業務区域については設計住宅性能評価の業務を行う区域とする。

(技術的審査の業務を行う範囲)

第4条 当機関は、株式会社国際確認検査センター住宅性能評価業務規程に記載されている住宅性能評価を行う住宅の種類について技術的審査の業務を行うものとする。

2 当機関は、関係所管行政庁が登録住宅性能評価機関による事前審査が可能であると定める区分のものについて、技術的審査の業務を行うものとする。

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という）は、当機関に対し次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という）を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式1号の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という）
 - (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）第2条第1項で定める認定申請書（第一号様式）
 - (3) 技術的審査の対象となる住宅の設計図書等（規則第2条第1項の表に定める図書その他当機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という）のうち、審査を依頼する認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等
- 2 設計住宅性能評価を当機関に同時に申請する場合においては、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複するものは省略することができる。
- 3 設計住宅性能評価書が既に交付されている住宅について技術的審査の依頼をする場合においては、設計住宅性能評価書又はその写しの添付があれば、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複し、かつ、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に定められた基準以外の認定基準の審査に要しないものは省略することができる。
- 4 第2項及び第3項の場合における設計住宅性能評価添付図書は、技術的審査添付図書等として扱う。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者は、第11条第1項の適合証の交付を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合において、当機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者は当機関に対し、次の各号(当機関において直前の技術的審査を行っている場合にあっては(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式3号の長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第7条 当機関は、第5条又は第6条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された住宅の所在地が、第3条の業務を行う区域内であること
 - (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと
 - (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
 - (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 2 当機関は、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。
- 4 当機関は、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と当機関は別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとす。
- 5 前項の技術的審査業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 依頼者は、当機関の求めに応じ、技術的審査のために必要な情報を適宜に当機関に提供しなければならないこと
 - (2) 審査料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - a) 審査料金の額
 - b) 審査料金の支払期日に関すること
 - c) 審査料金の支払方法に関すること
 - (3) 審査業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - a) 適合証を交付又は交付できない旨を通知する期日(以下、「業務期日」という)
 - b) 当機関の責に帰することのできない事由(依頼者の協力不足、第三者の妨害、天災等の不可抗力等)により業務期日から遅延する場合には、依頼者と協議のうえ業務期日を変更することができること
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - a) 適合証の交付前に建築計画等が大きく変更された場合は、技術的審査の依頼を取下げ、別件として再度依頼をしなければならないものとし、従前の依頼に係る契約は解除されること
 - b) 依頼者は、適合証が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること
 - c) 依頼者は、当機関が行う技術的審査の業務が依頼者への連絡協議なく遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他当機関に帰すべき事由により当該契約を解除した時は、すでに支払った審査料金の返還を請求できることとし、生じた損害の賠償を請求することができること
 - d) 当機関は、依頼者の必要な協力が得られないこと、審査料金が期日までに支払われないこと、その他依頼者の責に帰すべき事由が生じた場合においては、書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること
 - e) d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の審査料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること

- (5) 当機関は、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができること
- (6) 当機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること
- (7) 依頼者が、その理由を明示の上、当機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると当機関が認めるときは、当機関は業務期日の延期をすることができること
- (8) 当機関は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができること
- (9) 当機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができること
- (10) 審査依頼受付番号 別表1「審査依頼受付番号の付番方法」に基づき付番された受付番号

(技術的審査の依頼の取下げ)

第8条 依頼者は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届(別記様式6号)を当機関に提出する。

2 前項の場合においては、当機関は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

第10条 当機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第13条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

(1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

(2) 技術的審査を依頼された長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。この場合、地震保険の割引のために地震に対する安全性の確保に関して免震建築物又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際には、当該基準に適合しているかについて審査を行う。

(3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該住宅が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めるものとする。

(適合証の交付等)

第11条 当機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めるときは、別記様式2号の適合証(第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証(変更))を依頼者に交付するものとする。

2 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 適合証交付番号 別表2「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号

(2) 適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分

(3) (2)に関連して免震建築物又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際で、当該基準に適合している場合はその旨を明示するものとする。

- 3 当機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書（別記様式5号）を依頼者に交付するものとする。

第3章 技術的審査料金

（技術的審査料金）

- 第12条 当機関は、技術的審査の実施に関し、別に当機関において定める技術的審査料金を徴収することができる。
- 2 当機関は、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。
- 3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第4章 審査員

（審査員）

- 第13条 当機関は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第13条に定める評価員（当機関の職員以外に委嘱する評価員を含む。）で、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせるものとする。
- 2 審査員が、技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。
- 3 法第6条第1項第3号にいう地域における居住環境の維持及び向上に関する技術的審査については、地域における居住環境にかかる制限への適合を審査するものであることから、指定確認検査機関の確認検査員による審査補助を得て行うものとする。

（秘密保持義務）

- 第14条 当機関の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 技術的審査の業務に関する公正の確保

（技術的審査の業務に関する公正の確保）

- 第15条 当機関は、当機関の役員又はその職員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。
- 2 当機関は、当機関の役員又はその職員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。
 - （1）設計に関する業務
 - （2）販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - （3）建設工事に関する業務
 - （4）工事監理に関する業務
- 3 当機関は、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員（審査員を含む。）であった者を含む）のいずれかである者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員（審査員を含む）が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。
 - （1）技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合

- (2) 技術的審査の依頼に係る住宅について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第6章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第16条 当機関は、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる住宅の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第11条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第11条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第11条第3項の通知書の交付を行った年月日
- (9) 技術的審査を行った認定基準の区分

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

3 技術的審査の依頼と設計住宅性能評価の申請を当機関にする場合は、第1項の記載事項で住宅性能評価の帳簿と重複した内容については、記載を省略とすることができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第17条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第16条第1項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで
- (2) 技術的審査用提出図書（所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。）及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第18条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にある場合は技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第19条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第20条 当機関は、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(附則) この技術的審査業務規定は、平成23年4月1日より施行する。

別表1 「審査依頼受付番号の付番方法」

受付番号は、8桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○-○○-○-○○○』

- | | |
|-------|--------------------------|
| 1～2桁目 | 登録住宅性能評価機関の事業所番号 |
| 3～4桁目 | 審査依頼受付日の西暦（下2桁） |
| 5桁目 | 依頼者区分（1：一戸建ての住宅、2：共同住宅等） |
| 6～8桁目 | 通し番号（001から順に付すものとする。） |

別表2 「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、14桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

- | | |
|---------|--|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる） |
| 4～5桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 6～9桁目 | 適合証交付日の西暦 |
| 10桁目 | 1：新築 |
| 11桁目 | 1：一戸建ての住宅、2：共同住宅等 |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。） |

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書

年 月 日

株式会社国際確認検査センター 殿

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

- 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
 - （免震建築物又は耐震等級3に係る適合審査を受けようとする場合）
 - 免震建築物 耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
- 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
- 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

【設計住宅性能評価申請の有無】 有（当機関 他機関） 無

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

【住宅の位置】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 依頼者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
4. 技術的審査を依頼する認定基準の区分については、所管行政庁が定める区分の全てを依頼することとしてください。
5. 地震に対する安全性の確保に関して免震建築物又は耐震等級3に適合することを適合証に表示することを希望する場合はいずれかを選択してください。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社国際確認検査センター

印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の位置
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の建て方
4. 認定申請先の所管行政庁名
5. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物又は耐震等級3に適合する場合 □免震建築物 □耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
 - 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書

年 月 日

株式会社国際確認検査センター 殿

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅について、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第6条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の適合証】

1. 適合証交付番号 第 号
2. 適合証交付年月日
3. 適合証を交付した者
4. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 依頼者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
適合証（変更）

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社国際確認検査センター

印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の位置
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の建て方
4. 認定申請先の所管行政庁名
5. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物又は耐震等級3に適合する場合 □免震建築物 □耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
 - 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社国際確認検査センター

印

別添の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の住宅については、下記の理由により適合証を交付できませんので、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第11条第3項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

取り下げ届

年 月 日

株式会社国際確認検査センター 殿

依頼者の住所又は

主たる事務所の所在地

依頼者の氏名又は名称 印

○月○日に依頼した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼につきまして、下記により
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第8条第1項に基づき、依頼を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日

2. 受付番号 :

3. 住宅の位置 :